

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（公印省略）

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について  
（令和6年1月1日施行の夏季休暇の使用可能期間の見直し等関係）

本日、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-42）及び人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-15-20）が公布され、令和6年1月1日から施行されることとなります。

今般の改正は、現行の夏季休暇の使用可能期間（7月～9月）が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員について、休暇の使用可能期間を6月～10月に拡大するものです（同様の事情にある非常勤職員も対象）。

つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、人事院規則の改正内容に留意の上、夏季休暇の使用可能期間の見直しについて令和6年1月1日より適用すべく、人事委員会規則等の改正など所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課  
公務員第四係

電話 03-5253-5544（直通）